非常用自家発電設備設置工事　特記仕様書

１　目的

本非常用自家発電設備設置工事は、特別養護老人ホームつばさの非常用電源として用いるものであり、停電時に給排水設備（受水槽・浄化槽）、電気器具及び空調設備の一部に電源供給するための発電設備の設置を目的とするものである。

２　一般事項

（１）受注者は、設計図書に従って施工するものであるが、これらに明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は、監督職員の指示に従い、施工しなければならない。

（２）本工事受注者は、電力会社等に対する一切の手続を代行し、施設の運営・工事の施行に支障のないようにしなければならない。

（３）受注者は、工事施工にあたっては、既設設備に影響を与えないように施工するものとす　　る。

（４）工事にあたっては、機器類、あるいは第三者に損傷、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の負担で修理等を行うこと。

３　発電設備設置工事

（１）本工事は、契約書、設計図書、本仕様書により施工する。

（２）施設を十分調査の上、施設を理解し施設の機能を十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器設置を行う。

（３）配線の内容を十分把握して行うこと

（４）自動切替盤（新設）に負荷ケーブルを接続完了の際には、監督職員の立会いのもと停復電試験を実施すること

（５）工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。また、その届出内容について、あらかじめ監督職員に報告すること。

４　発電機の仕様（汎用例）

（１）発電機　　　　　　ガスエンジン

（２）周波数　　　　　　50/60Hz

（３）定格交流出力　　　（50Hz）４５KVA　以上

（４）使用燃料　　　　　LPガス

（５）相数・力率　　　　三相三線式　力率0.8（遅れ）